授業料免除を申請する方へ

平成29年度 授業料免除申請の主な変更点について

1. 岡山大学が独自に支給する奨学金等について

次の奨学金や奨励金等については、収入に加算しないこととします。

- ・岡山大学が独自の制度により支給する奨学金や奨励金
- ・岡山大学との協定等に基づいて他の大学等に留学する際に支給される JASSO 奨学金

2. 学生本人のアルバイト収入について

学部学生で独立生計者ではない場合,学生本人のアルバイト収入については,世帯の収入に 加算しないこととします。(大学院生や,独立生計者については従来どおりの取り扱い。)

そのため、学部学生で独立生計者ではない場合の学生本人のアルバイト収入に関する源泉徴収票等については提出不要です。また、学部学生で独立生計者ではない場合で本人に定職が無い場合には、本人に関する所得・課税証明書も提出不要です。

3. 学力基準の変更

1年次に新入学した学生については,入学初年度は学力基準が適格であると扱うことします。

4. 申請書類に家計支持者の署名が必要

申請書類のうち、「申請内容確認用紙(様式99)」には、<u>家計支持者の署名</u>が必要となっています。(日本人のみ)

※「様式 99」は、平成 28 年度までは「提出前確認用紙」でしたが、平成 29 年度から 「申請内容確認用紙」に変更されています。